

事務連絡  
平成 23 年 9 月 2 日

都道府県、保健所設置市、特別区水道行政担当部（局）  
厚生労働大臣認可水道事業者  
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者

御中

厚生労働省健康局水道課

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による  
原子力損害への本補償に向けた取組について（情報提供）

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

原子力損害への本補償に向けた取組について、8月30日に東京電力株式会社から別紙のとおり発表されましたので、情報提供いたします。なお、発表内容や具体的な申請の方法等の問い合わせにつきましては、下記連絡先までお願いいたします。

また、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」（平成23年法律第91号）に係る補償の仮払いにつきましては、東京電力株式会社の本賠償が前倒しになること等を踏まえ、旅館業等に限って対象とする政令案が作成されており、パブリックコメントが実施されておりますので、あわせて情報提供いたします。

（パブリックコメント：

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000533&Mode=0>

なお、水道事業等の被害については、専門委員による調査報告書を踏まえ原子力賠償紛争審査会が中間とりまとめを8月5日に発表しており、今回の東京電力の補償基準（別紙中別紙2）は中間とりまとめをもとに作成されています。なお、中間とりまとめは暫定的なものですので、今後の審査会の議論により補償の範囲が追加される可能性があります。

（上水道分野報告書：

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/attach/1308476.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/attach/1308476.htm)

（中間とりまとめ：

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1309452.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1309452.htm)

水道事業者等におかれましては、以上の内容につき御了知いただき、必要に応じて補償の申請を行っていただきますようお願いいたします。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の都道府県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対して、保健所設置市、特別区水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の専用水道の設置者に対して周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

#### 記

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前9時～午後9時

以上

## 福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による 原子力損害への本補償に向けた取り組みについて

平成 23 年 8 月 30 日  
東京電力株式会社

このたびの当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「当社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、今月 3 日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、今月 5 日に、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下、「中間指針」）を踏まえ、確定した損害に対する本補償について、以下のとおり進めてまいります。

### 1. 本補償の概要（⇒「別紙 1」ご参照）

#### （1）ご請求～補償額の確定

- ① 当社から被害を受けられた方々に送付させていただく請求書用紙に必要事項をご記入の上、損害額をご請求いただきます。

なお、今回初めてご請求いただく方および当社にご連絡いただいているご郵送先にご変更がある方は、誠にお手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- ② 当社にて、ご請求いただいた各項目の内容を確認させていただき、補償額を算定した上で、被害を受けられた方と合意・確定した全額を速やかにお支払いいたします。

なお、ご請求いただいた損害項目のうち、合意に至らない項目がある場合には、合意された項目の補償額を先行してお支払いさせていただくことも可能です。

#### （2）対象期間

現在、当社事故が収束しておらず、多くの損害項目について、損害の終期を設定することが困難なことから、事故発生日（本年 3 月 11 日）から本年 8 月末日までの間に確定した損害について、初回のご請求をいただくこととし、その後は、3 ヶ月ごとにその間の損害に対しご請求いただき、お支払いさせていただきます。

### (3) 今後のスケジュール

個人の方々に係る損害につきましては、本年9月12日を目途に請求書用紙等の発送および受付を開始し、本年10月の早い段階でのお支払い開始を目指してまいります。

また、法人および個人事業主の方々に係る損害項目に対する補償につきましては、多種多様な事業に対応した請求書用紙および請求のご案内の整備に時間を要しているため、本年9月中の発送を目途とし、改めてお知らせいたします。

## 2. 当社の定める補償基準（⇒「別紙2」ご参照）

公正かつ迅速な補償を行う観点から、中間指針で示された損害項目ごとに、補償基準を策定いたしました。

補償基準の主な考え方は、以下のとおりです。

- ① 宿泊費など、損害に対する補償をご請求いただく際は、原則として、領収書等の必要書類を確認させていただき、実費をお支払いさせていただきます。なお、一定額を上回るご請求については、具体的なご事情も確認させていただいたうえで、補償額を協議させていただくことがあります。
- ② 精神的損害や自家用車を利用した交通費等、損害額を証明または領収書等を提示することが難しいご請求については、損害発生的事实を確認させていただくことで、当社が定める補償金額をお支払いいたします。
- ③ 地震や津波等の他要因による損害については、本補償の対象にはなりませんので、ご請求にあたり、それらの要因による損害分が含まれていないことを確認させていただくことがあります。

また、今回基準をお示ししていない以下の項目については、事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行った上で、改めてご案内させていただきます。

<今回基準をお示ししていない中間指針の項目>

- ・ 「第3 政府による避難等の指示等に係る損害について」における「財物価値の喪失又は減少等」
- ・ 「第10 その他」における「地方公共団体等の財産的損害等」

その他、中間指針で示されていない損害項目についても、原子力損害賠償法に基づき、当社事故と相当因果関係の認められる損害については、中間指針および当社補償基準等を踏まえ、本補償の協議をさせていただきます。

### 3. 仮払補償金の取扱い

現在、各種仮払補償金をお支払いしておりますが、個人の方々に対する仮払補償金の受付は本年9月11日までとさせていただきます。

これにより、本年9月12日以降の受付分については、本補償の取扱いとさせていただきますとともに、本補償までにお支払いをした仮払補償金については、本補償を行う際に、補償額に充当させていただきます。

また、法人および個人事業主の方々に対する仮払補償金の取扱いにつきましては、改めてお知らせさせていただきます。

### 4. 本補償の体制（⇒「別紙3」ご参照）

現在、当社社員（約700名）を中心に1,200名規模で補償相談業務を実施しておりますが、本年10月を目途に体制強化を図り、社員約3,000名を含む6,500名規模で補償相談業務を行ってまいります。

また、本年9月12日付で本店の福島原子力補償相談室内に本補償にかかる書類の受付・確認及び支払いに関する事務を行う「補償運営センター」を設置するとともに、本年10月1日付で福島県以外の東北地方各県における補償業務に的確に対応するため、「東北補償相談センター」を宮城県仙台市内に設置いたします。

以 上

---

<原子力事故による損害に対する補償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前9時～午後9時

[書類郵送先]

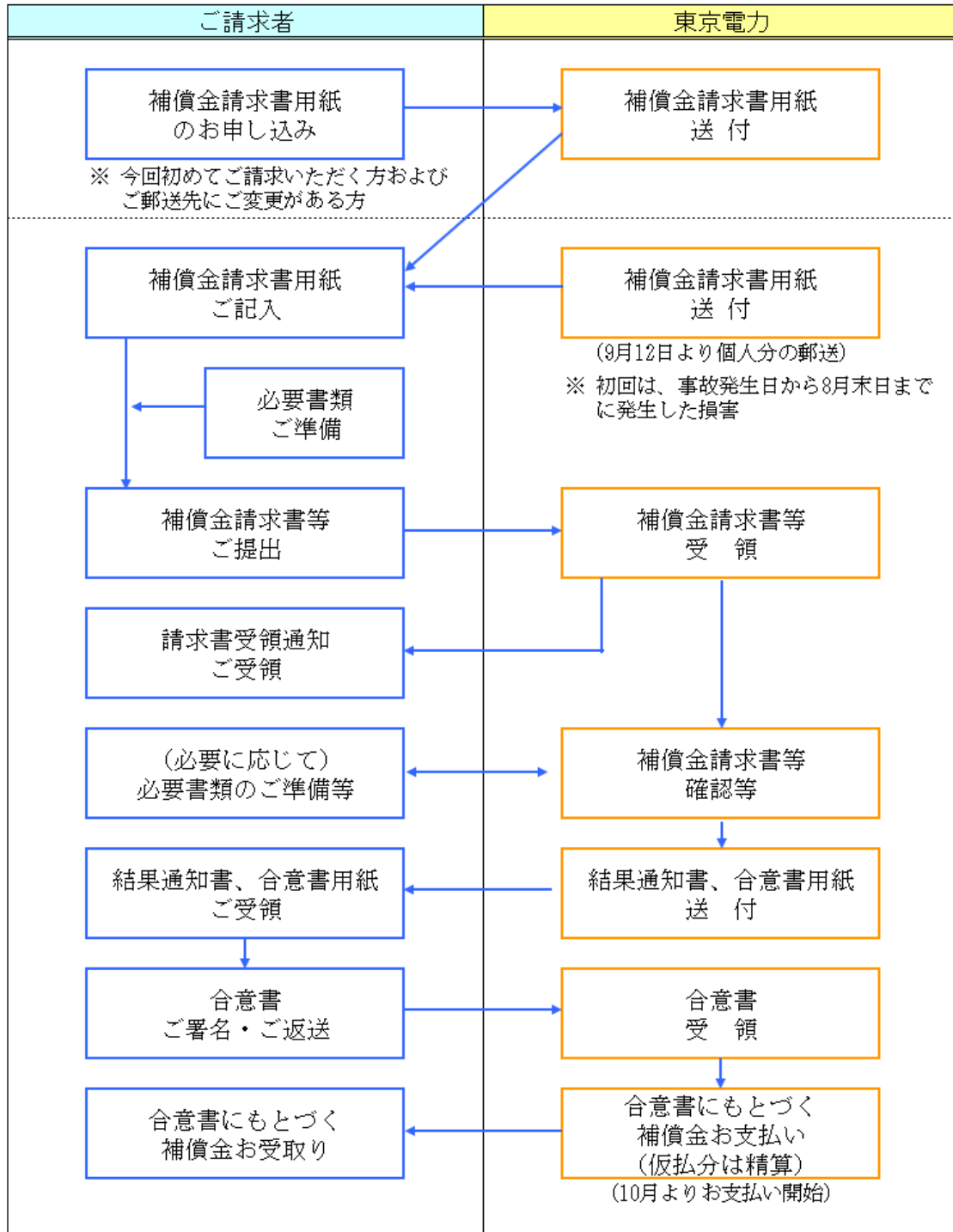
〒105-8730 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

（郵便事業株式会社 芝支店 私書箱78号）

東京電力株式会社 宛

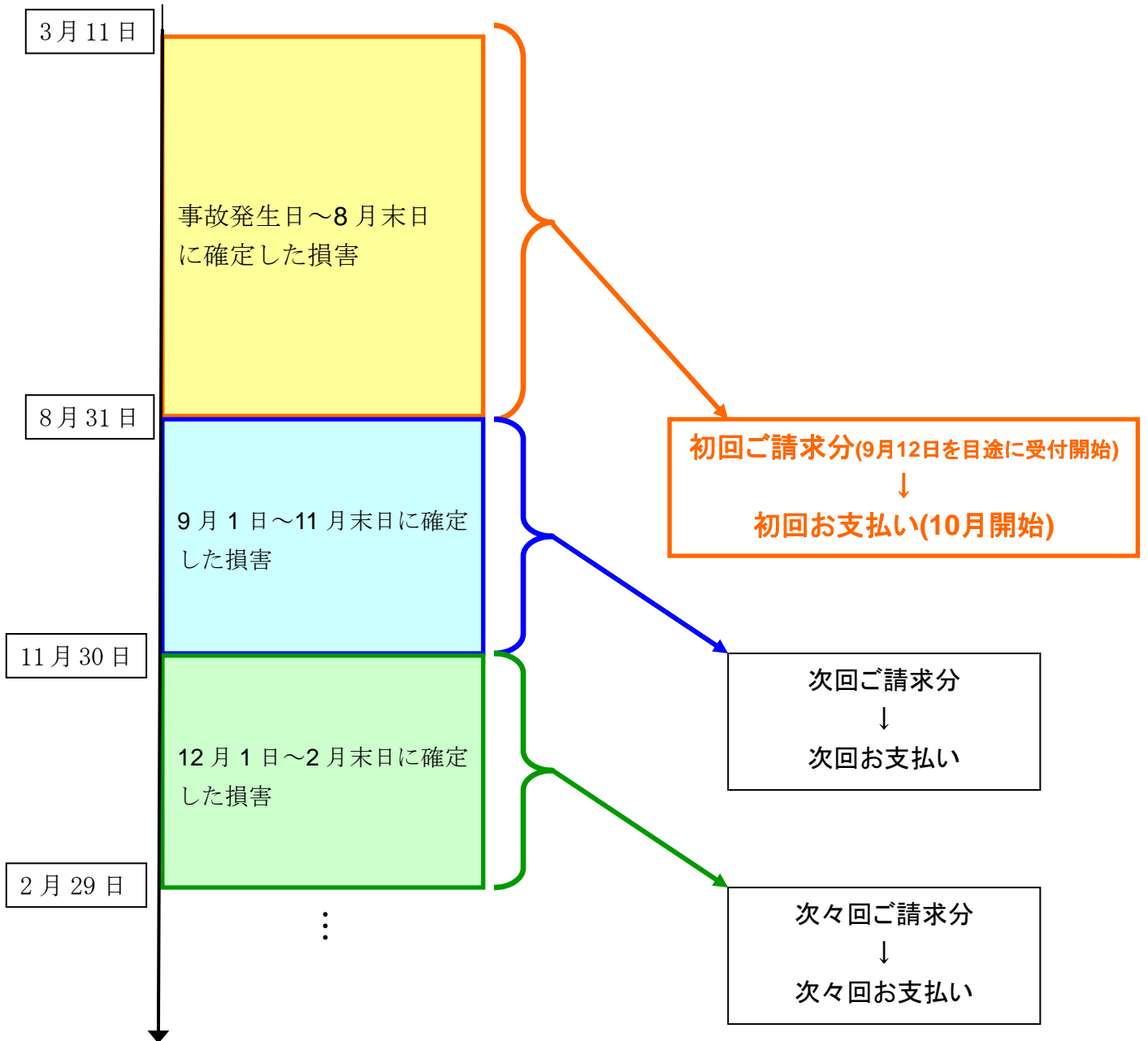
---

<補償ご相談のフロー>



【参考】

<補償の対象期間>



損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
<b>政府による避難等の指示等に係る損害について</b>			
避難費用 帰宅費用 一時立入費用	<input type="checkbox"/> 避難等対象者の方(当社事故が発生した後に、避難等対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続き同区域外滞在を余儀なくされた方、当社事故発生時に避難等対象区域外にあり、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き避難対象区域外滞在を余儀なくされた方、もしくは屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた方)のうち、避難等のための交通費、宿泊費等を負担された方	<input type="checkbox"/> 交通費 ・同一都道府県内の移動:原則として1回あたり一人5,000円をお支払い。 ただし、ご負担された交通費が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・都道府県を越える自家用車による移動:移動元、移動先ごとに策定した標準金額(自家用車)をお支払い。 ・都道府県を越えるその他の手段による移動:原則として移動元、移動先ごとに策定した標準金額(その他交通機関)をお支払い。 ただし、ご負担された交通費が標準金額を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 <input type="checkbox"/> 宿泊費 ・実費を基準といたしますが、原則として1泊あたり一人8,000円を上限とさせていただきます。 ただし、ご負担された宿泊費が8,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 <input type="checkbox"/> 家財道具の移動費用 ・同一都道府県内の自家用車による移動:原則として片道1回あたり5,000円をお支払い。 ただし、ご負担が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・都道府県を越える自家用車による移動:移動元と移動先ごとに策定した標準金額(自家用車)をお支払い。 ・その他手段での移動:実費をお支払い。 <input type="checkbox"/> 除染費用 ・原則として1回あたり5,000円をお支払い。 ただし、ご負担された除染費用が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。	(1)実費を証する資料 領収書 (2)除染を行ったことを証する資料 除染結果証明書 等
生命・身体的損害	<input type="checkbox"/> 避難等を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡された避難等対象者の方  <input type="checkbox"/> 避難等を余儀なくされたために、健康状態の悪化等を防止するため、医療費等を支払った避難等対象者の方(高齢の方や既往症を抱えている方など)	<input type="checkbox"/> 医療費 ・原則として実費をお支払い。 ※1 既往症等の悪化防止費用のうち、一人当たり10万円を超える部分については、50%をお支払い。 ※2 1回・累計10万円以上の請求については、医師の診断書をご提出いただきます。 ※3 後遺障害、心的外傷後ストレス障害等及び死亡に関する逸失利益の補償につきましては、具体的なご事情を確認させていただいたうえで、個別に対応させていただきます。  <input type="checkbox"/> 交通費 ・タクシーをご利用の場合:ご負担された交通費について、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・その他交通機関をご利用の場合:原則として1回あたり一人5,000円をお支払い。 ただし、ご負担された交通費が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 <input type="checkbox"/> 宿泊費 ・避難費用の基準に準じます。	(1)実費を証する資料 領収書 (2)避難と因果関係のある障害、疾病等であることを確認する資料 診断書 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域にお住まいの方又は勤務地等がある方のうち、避難等によって就労が困難となり、減収等を生じた方、及び平成23年3月11日時点で就職・復職を予定していた方で、避難等により就労が困難となり、減収等を生じた方	<input type="checkbox"/> 就労不能等による給与等の減収分+追加的費用  (従前の平均収入-現在の実収入)+転居費用等をお支払い。  ※1 従前の収入に関する書類が提出いただけない方については、就労形態、就労時間等に基づき策定した基準賃金(月30,000~150,000円)に基づき、減収額を算定したうえでお支払い。	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2)従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 (3)転居費用等の実費を証する資料 領収書 等
避難生活等による精神的損害	<input type="checkbox"/> 避難等対象者の方	<input type="checkbox"/> 避難された方については、平成23年3月11日から平成23年8月31日までの避難分として10万円/月あるいは12万円/月、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの避難分として5万円/月を、それぞれお支払い。  ※1 なお、その後については事故の収束状況を踏まえて検討させていただきます。 ※2 屋内退避を継続している方については、1人あたり10万円をお支払い。	(1)避難等対象区域から避難されていることを証する資料 住民票 等
検査費用(人)	<input type="checkbox"/> 避難等対象者の方のうち、当社事故が生じたことにより健康診断費用、放射線検査費用等を負担された方	<input type="checkbox"/> 検査費用 ・健康診断:1回あたり8,000円をお支払い。 ただし、ご負担された健康診断費用が8,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・放射線検査:1回あたり15,000円をお支払い。 ただし、ご負担された検査費用が15,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 <input type="checkbox"/> 交通費、宿泊費 ・生命・身体的損害の基準に準じます。	(1)検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2)実費を証する資料 領収書 等
検査費用(物)	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域内の財物の所有者で、当該財物について放射線検査費用を負担された方	<input type="checkbox"/> 放射線検査費用 ・1回あたり17,000円をお支払い。 ただし、ご負担された放射線検査費用が17,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・原則として1回分を対象といたします。	(1)検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2)実費を証する資料 領収書 等
財物価値の喪失又は減少等	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域の財物の所有者で、当社事故に関して当該財物の価値が喪失又は減少した方	→ 警戒区域の解除がされていないこと、被害を受けられた方々の財産状況の確認や想定が難しいことなどから、継続的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。	



主な損害項目における補償基準の概要

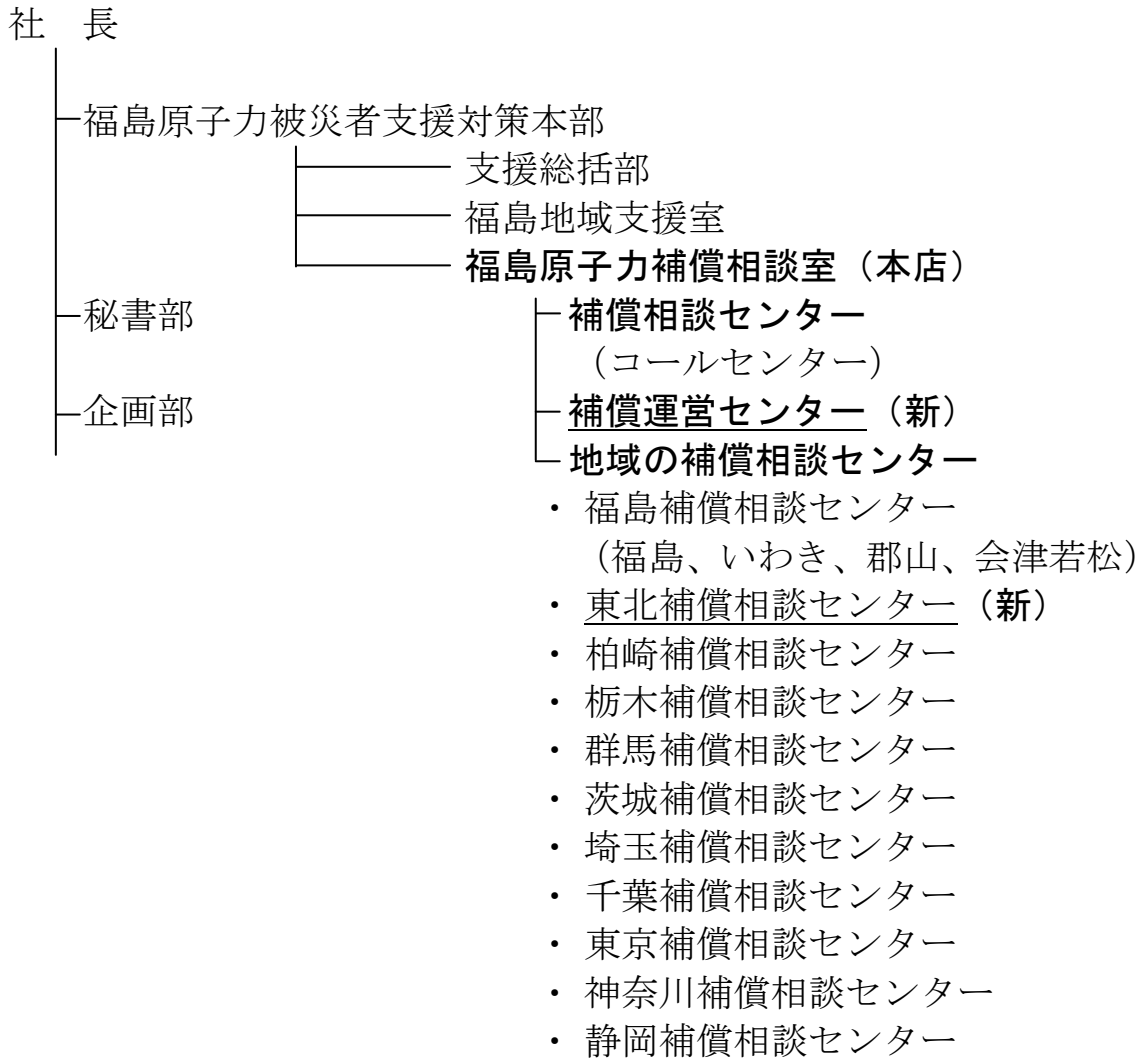
【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
営業損害（法人・個人事業主（林業者を含む））	□避難等対象区域内において、平成23年3月11日時点で事業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主（林業者を含む）	○避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用  (過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1)) × 本年度の減収率(※2) + 追加的費用  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 避難指示等に伴う減収に限ります。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (3)従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書  等
営業損害（農業）	□避難等対象区域内において、平成23年3月11日時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主	○避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用  耕作できなかった面積 × 面積当たりの期待所得 + 助成金相当額 + 追加的費用  ○避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用(畜産の場合)  飼育頭数 × 一頭あたりの期待所得 + 追加的費用	(1)農業所得を証する資料 確定申告書 (2)農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (3)家畜を飼育していることを証する資料 個別識別番号  等
営業損害（漁業）	□避難等対象区域内において、平成23年3月11日時点で漁業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主	○避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用  過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 + 追加的費用	(1)漁業者であることを証する資料 漁業従事者証明 (2)従前の収入金額を証する資料 納税証明書 確定申告書  等
<b>政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について</b>			
営業損害	□漁業、内航海運業、旅客船事業、航空運送事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い損害を被った法人・個人事業主	○当該区域内での操業又は航行を断念したことによる減収分 + 追加的費用  (過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1)) × 本年度の減収率(※2) + 追加的費用  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う減収に限ります。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書  等
就労不能等に伴う損害	□航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い減収等が生じた事業者の被用者で、当該区域内での航行等が不能等となったことにより当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方	→ 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2)従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳  等
<b>政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について</b>			
営業損害（農林業）	□出荷制限指示等の対象地域において、対象品目の出荷等の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った農業者・林業者である法人・個人事業主	○出荷制限指示等に伴う減収分 + 追加的費用  実際に収穫した対象品目にかかる損害額(※1) + 圃場廃棄による損害額(※2) + 作付断念による損害額(※3) + 追加的費用  ※1 実際に収穫した対象品目にかかる損害額 = 実取引価格 × 収穫数量 ※2 圃場廃棄による損害額 = 予定取引価格 × 廃棄数量 - 出荷費用 ※3 作付断念による損害額 = 予定取引価格 × 予定生産数量 × 期待所得率 ※4 なお、牛肉からセシウムが検出されたことに起因する出荷制限指示による損害については、現在、取扱いを検討しております。	(1)農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (2)価格、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3)所得額を確認する資料 確定申告書 (4)実費を証する資料 廃棄伝票  等
営業損害（漁業）	□操業自粛要請等に基づき操業を自粛したことにより、損害を被った漁業者である法人・個人事業主	○操業自粛要請等に伴う減収分 + 追加的費用  過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 + 追加的費用	(1)漁業者であることを証する資料 漁業従事者証明 (2)従前の収入金額を証する資料 納税証明書 確定申告書 (3)実費を証する資料 廃棄伝票  等
営業損害（加工・流通業）	□出荷制限指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工したことにより、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った加工・流通業の法人・個人事業主	○出荷制限指示等に伴う減収分 + 追加的費用  出荷制限指示等に伴い販売を断念した数量 × 予定取引価格 - 出荷費用 + 追加的費用	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)価格、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3)在庫量等を証する資料 帳簿 (4)従前の収入金額を証する資料 損益計算書  等
就労不能等に伴う損害	□出荷制限指示等の対象となった事業者等の被用者で、当該出荷制限指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就労不能等となった方	→ 出荷制限指示等に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2)従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳  等
検査費用（物）	□出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主	○出荷制限指示等に基づく検査費用 実費を基準とし、併せて検査の必要性等について確認させていただきます。	(1)検査実費を証する資料 領収書  等

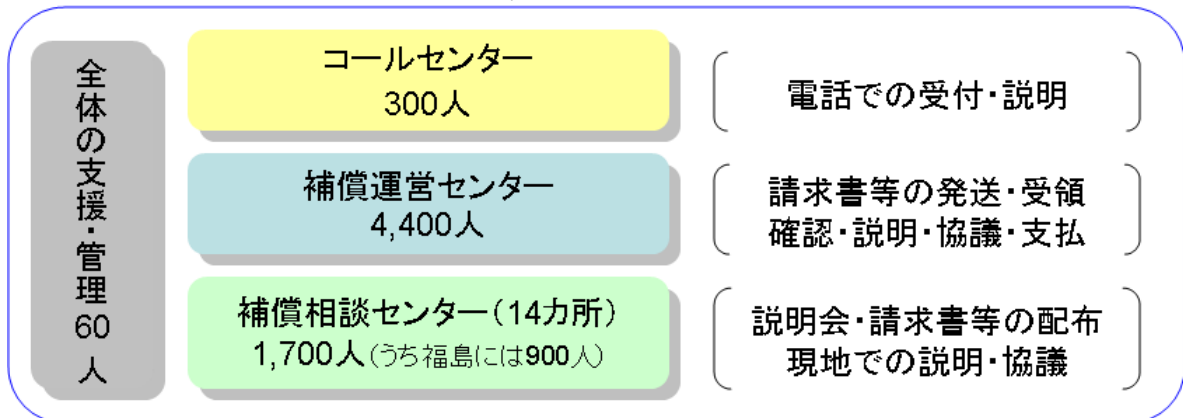
損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
<b>その他の政府指示等に係る損害について</b>			
営業損害	□政府が当社事故に関し行う指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等により損害を被った法人・個人事業主	○当該指示等に伴う減収分 + 追加的費用  (過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1)) × 本年度の減収率(※2) + 追加的費用  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 政府が当社事故に関し行う指示等に伴う減収に限ります。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書  等
就労不能等に伴う損害	□政府が当社事故に関し行う指示等の対象となった事業者の被用者で、当該指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就労不能等となった方	→ 政府が当社事故に関し行う指示等に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2)従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳  等
検査費用(物)	□政府が当社事故に関し行う指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主	○当該指示等に基づく検査費用 実費を基準とし、併せて検査の必要性等について確認させていただきます。	(1)検査実費を証する資料 領収書  等
<b>いわゆる風評被害について</b>			
農林漁業の風評被害	□中間指針記載の対象区域の対象品目に係る農林漁業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う減収分 + 追加的費用  過去の資料に基づく売上高 × 買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率(※1) + 追加的費用  ※1 買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率については、市場でのデータをもとに、「被害対象県の平均価格下落率 - 被害対象県を除く他の地域全体の平均価格下落率」にて算定しますが、具体的な値については、現在検討を行っております。 ※2 なお、牛肉からセシウムが検出されたことに起因し出荷制限指示が出されたことによる風評被害については、現在、取扱いを検討しております。	(1)農林漁業者であることを証する資料 各種事業者証明書 (2)過去の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書  等
農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の風評被害	□主たる事務所又は工場が福島県に所在する農林水産物の加工業者又は食品製造業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主  □主たる原料が中間指針記載の対象地域における対象品目となっている農林水産物等、及び摂取制限措置が現に講じられている水を原料として使用する食品を取扱う加工業又は食品製造業を営んでおり、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主  □中間指針記載の対象品目を継続的に取り扱っていた流通業者で、当社事故に伴い、既に仕入れた対象品目に関する買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う減収分 + 追加的費用  (過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1)) × (売上高の減少率 - 当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 確定申告書 決算書 納税証明書 (3)買い控え等があったことを証する資料 帳簿  等
観光業の風評被害	□福島県、栃木県、茨城県、群馬県に営業の拠点があり、かつ主として観光客を対象として営業を行っており、当社事故に伴う解約・予約控え等による損害を被った法人・個人事業主  □外国人観光客の当社事故に伴う解約による損害を被った観光業を営む法人・個人事業主	○当社事故による解約・予約控え等に伴う減収分 + 追加的費用  (過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1)) × (売上高の減少率 - 当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については、現在検討を行っております。  ○当社事故により、当社事故後、5月末までの外国人観光客の通常の解約率(※1)を上回る解約に伴い発生した減収分 + 追加的費用  ※1 解約率の具体的な算定方法については、解約の実態を踏まえ、現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 確定申告書 決算書 納税証明書 (3)解約率及び売上高の減少を証する資料 帳簿  等
製造業、サービス業等の風評被害	□福島県に所在する拠点で製造業、サービス業を行っており、当該拠点において当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	○当社事故による買い控え等に伴う減収分 + 追加的費用  (過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費、変動費(※1)) × (売上高の減少率 - 当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 確定申告書 決算書 納税証明書 (3)買い控え等があったことを証する資料 帳簿  等

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
輸出に係る風評被害	<input type="checkbox"/> 輸出先国の要求等により必要かつ合理的な範囲の検査費用等を負担した輸出業を営む法人・個人事業主 <input type="checkbox"/> 輸出先国の輸入拒否がされた時点で、既に当該輸出先国向けに輸出され、又は生産・製造されたものに関して廃棄、転売もしくは生産・製造の断念を余儀なくされたため損害を被った輸出業を営む法人・個人事業主	<input type="checkbox"/> 輸出先国の要求等による検査費用 + 各種証明書発行費用等 検査費用 + 各種証明書の発行費用等 <input type="checkbox"/> 製品等の廃棄、転売又は製造の断念により生じた減収分 + 追加的費用 契約内容等に基づき算定される損害額 + 追加的費用	(1) 身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2) 実費を証する資料 領収書 (3) 輸入拒否等があったことを証する資料 契約書 解約通知 (4) その他資料 廃棄証明書 確定申告書 等
<b>いわゆる間接被害について</b>			
営業損害	<input type="checkbox"/> 第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主	<input type="checkbox"/> 間接被害に伴う減収分 + 追加的費用 $\left( \text{過去の資料に基づく粗利} - \text{支払いを免れた固定費、変動費} (\ast 2) \right) \times \text{売上高の減少率} (\ast 3) + \text{追加的費用}$ ※1 契約書等により、第一次被害者との取引に代替性がないこと、第一次被害者の避難や事業休止等により被った損害であることを確認させていただきます。 ※2 過年度における実績で算定します。 ※3 第一次被害者との代替性のない取引により生じた間接被害に限ります。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2) 一次被害者との関係を証する資料 契約書 会社案内(HP) (3) 従前の収入金額等を証する資料 確定申告書 帳簿 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代替性のない取引を行っていた上記法人・個人事業主に雇われていた従業員	<input type="checkbox"/> 間接被害に伴う営業損害についての実態を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等
<b>放射線被曝による損害について</b>			
放射線被曝による損害	<input type="checkbox"/> 中間指針で示された対象者のうち、当社事故にかかる放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により障害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した方	<input type="checkbox"/> 放射線被曝による障害の状況を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	
<b>その他</b>			
地方公共団体等の財産的損害等		<input type="checkbox"/> 避難等対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、当社事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。	

<新組織体制>



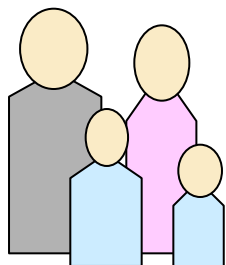
今後の体制（10月目途：約6,500人）



# 【参考1】補償額について（避難等の指示に係る損害について）

対象費用	区分	補償内容
<p style="text-align: center; font-size: 24px; color: #800080;">交通費</p>	<p style="text-align: center; background-color: #ADD8E6; padding: 10px;">同一県内の移動</p>	<p style="text-align: center; border: 2px solid #0000FF; padding: 10px;">1回あたり1人5千円 （負担額が5千円を超える場合は 具体的なご事情を確認の上、補償）</p>
	<p style="text-align: center; background-color: #ADD8E6; padding: 10px;">都道府県を越える 自家用車による移動</p>	<p style="text-align: center; border: 2px solid #00BFFF; padding: 10px;">車1台あたり移動元、 移動先毎の標準金額</p>
	<p style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 10px;">都道府県を越える その他手段の移動</p>	<p style="text-align: center; border: 2px solid #008000; padding: 10px;">1人あたり移動元、 移動先毎の標準金額 （負担額が標準額を超える場合は 具体的なご事情を確認の上、補償）</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24px; color: #800080;">宿泊費</p>	<p style="text-align: center; background-color: #FFDAB9; padding: 10px;">領収書の金額が 1泊8千円以内の場合</p>	<p style="text-align: center; border: 2px solid #FF8C00; padding: 10px;">実費</p>
	<p style="text-align: center; background-color: #FFFF00; padding: 10px;">領収書の金額が 1泊8千円超の場合</p>	<p style="text-align: center; border: 2px solid #FFD700; padding: 10px;">一泊8千円 （負担額が8千円を超える具体的な ご事情を確認の上、補償）</p>

# 【参考2】ご家族のご請求例（避難等の指示に係る損害について）



## 〔家族構成〕

- ・夫(会社員)
- ・妻(専業主婦)
- ・子供1
- ・子供2

## 〔避難の状況〕

- ・事故発生後5ヶ月間、警戒区域内の自宅から県内の体育館に避難。
- ・その後、県内の仮設住宅に移転し、現在も入居中。
- ・夫の避難前の月間所得は27万円(現在は無所得)。

	夫	妻	子供1	子供2	補償額 (補償基準等に基づく試算値)
避難費用(県内を2度移動)	○	○	○	○	実費(4万円)
帰宅費用	(帰宅後、ご請求)				—
一時立入費用(夫のみ参加)	○	—	—	—	実費(1万円)
生命・身体的損害(子供2が負傷)	—	—	—	○	実費(—)
就労不能等に伴う損害	○	—	—	—	実費(162万円)
精神的損害((12万円×5+10万×1)/人)	○	○	○	○	280万円
検査費用(人)(夫のみ未実施)	—	○	○	○	実費(4.5万円)
検査費用(物)	(対象物を確認後、ご請求)				—
財物価値の喪失又は減少等	後日、当社より改めてご案内				—
<b>本補償額(実費を基準額と仮定した場合)</b>					<b>451.5万円</b>
<b>仮払補償金(補償額に充当:精算)</b>					<b>220万円</b>
<b>今回お支払い額</b>					<b>231.5万円</b>